

遺伝子組換え生物等の 使用等の規制による 生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法)

平成16年2月19日に、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が日本について発効し、同時に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」が施行されました。

海外からの輸入・持ち込みによる国内 での飼育・販売等は規制されています

海外では、既に遺伝子組換え技術を用いた光る熱帯魚などが販売されています。しかし、カルタヘナ法の承認を受けたものでなければ国内で飼育・販売等はできませんので、海外に旅行された方が、現地で遺伝子組換え観賞魚などの遺伝子組換えペットを購入する場合は、注意が必要です。

カルタヘナ法の承認を受けていない 遺伝子組換えペットを 飼育、販売することはできません

規制されています
飼育・販売等は法律により
遺伝子組換え生物(LMO)の

Ministry of the Environment 環境省
バイオセーフティクリアリングハウス (J-BCH)
Japan Biosafety Clearing-House

English ▶

▶カルタヘナ議定書関連情報
▶カルタヘナ法関連情報
▶LMO関連情報
▶調査・研究に関する情報
▶申請される方へ
▶関連省連絡先
▶リンク集

English ▶

日本版バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)とは...

このサイトは、遺伝子組換え生物等(LMO)の使用に関する国際的な規制の枠組みである「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(カルタヘナ議定書)と議定書を日本で実施するための法律である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)に関する情報を掲載しています。

このサイトでは、カルタヘナ議定書やカルタヘナ法の内容、カルタヘナ法に基づいて日本国内で使用が認められているLMOのリスト等の情報を提供しています。

国外で使用されているLMOの種類など国際的な情報については、カルタヘナ議定書に基づいて設けられるBCH(バイオセーフティクリアリングハウス; LMOIに関する情報交換のためにカルタヘナ議定書事務局が運営するサイト)をご参考にして下さい。

最終更新日 2006年3月20日

- 調査・研究に関する情報のコーナーに平成17年度遺伝子組換え生物による影響監視調査の結果を掲載しました。
- LMO関連情報のコーナーに、第一種使用規程の承認申請案件(2件)に関するパブリックコメントの募集(平成18年4月17日締め切り)が掲載されました。
- 3月10日付けでナタネ1件の第一種使用規程が承認されました。詳しくはこちらをご覧ください。本件に関するパブコメの結果も新たに掲載しました。
- 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって取るべき拡散防止措置を定める省令の一部改正について意見を募集しています。詳しくはこちらをご覧ください。
- 未承認の遺伝子組換えメダカの回収を行っています。詳しくはこちらをご覧ください。

カルタヘナ議定書関連情報 カルタヘナ法関連情報

カルタヘナ議定書の概要や全文、その他議定書に関連した情報が カルタヘナ法の条文など国内制度に関連した情報がご覧になれま

カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の承認状況はバイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のホームページ(<http://www.bch.biodic.go.jp/>)で確認することができます。

Q

カルタヘナ法ではどのようなことが定められているのですか？

A

これまでに、遺伝子組換え生物が環境を著しく変えたという報告はありません。しかし、遺伝子組換え生物が生態系に侵入して周辺の生物を駆逐したり、在来種と交雑したりすることによって、生物多様性に悪影響を及ぼす可能性がないとは言い切れません。カルタヘナ法は、このような影響を未然に防ぐことを目的として制定されました。

カルタヘナ法では、遺伝子組換え生物の使用（栽培、飼育、販売等）に先立ち、その使用形態に応じた措置を実施することを規定しています。遺伝子組換え生物の使用にあたって、その開発者や輸入者などは主務大臣の承認を受ける義務があります。

承認を受けていないものを国内で使用することはできませんので、遺伝子組換え技術を利用したペット等を海外で購入する場合など、一般の方々も注意が必要です。

Q

「遺伝子組換え」について知りたいのですが？

1. 「遺伝子組換え」って何ですか？
2. どんな遺伝子組換え生物がつけられているのですか？

A

1. 「遺伝子組換え」とは、ある生物の一部の遺伝子を取り出し、別の生物または同じ生物に導入する技術のことです。
2. 例えば、「光る熱帯魚」や「光るメダカ」がその例としてあげられます。これらは、ゼブラダニオという小型熱帯魚にサングの一種に由来する遺伝子を組み込み、赤色の蛍光色を発するようにしたり、メダカにクラゲの一種に由来する遺伝子を組み込み、黄緑色の蛍光色を発するようにしたものです。

この他、除草剤耐性タンパク質を産出する遺伝子などを導入したトウモロコシ、ダイズ、ナタネなどが開発されています。遺伝子組換え生物については、カルタヘナ法の承認の他、それが食品として使用される場合は食品衛生法、家畜の飼料として使用される場合は飼料安全法の審査を受けることとなっています。



遺伝子組換えゼブラダニオ 写真: (財) 自然環境研究センター

お問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室

Tel. 03-5521-8344

Fax. 03-3504-2175

<http://www.bch.biodic.go.jp/>

bch@env.go.jp